

名張市印鑑条例の一部改正について

1. 条例改正の趣旨

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づき、印鑑の登録及び証明の業務を標準化するため、名張市印鑑条例の一部改正を行おうとするものです。

2. 条例改正の内容

印鑑登録をしている者で個人番号カードを保有しているものは、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を使用し、印鑑登録証明書の交付を受けることができることします。

なお、個人番号カードを印鑑登録証として利用する「印鑑登録証個人番号カード」については、経過措置を設けた上で廃止します。

3. 令和6年度の印鑑登録証明書交付実績

窓口交付	14, 842件 (証明コーナーのみ)
多機能端末機交付	3, 419件
合計	18, 261件

(参考)

- 本市の個人番号カードの保有枚数は、59, 924枚 (保有率：80.7%) です。
(令和7年7月末現在)
- 本市で印鑑登録をしている者は49, 334人で、うち個人番号カードを印鑑登録証として利用している者は10, 372人 (割合：約21.0%) です。
(令和7年8月18日現在)

4. 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。